

食安輸発第0809005号
平成19年8月9日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

ベトナム産イカ、エビ及びそれらの加工品の取扱いについて

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年8月1日付け食安輸発第0801001号）に基づき検査命令を実施しているところです。

ベトナム政府における対策について、これまで平成18年12月21日付け食安輸発第1221001号及び平成19年2月8日付け食安輸発第0208005号により通知しているところですが、今般、ベトナム政府における新たな改善対策について、下記のとおり報告がありました。

については、ベトナム産イカ、エビ及びそれらの加工品を取扱う輸入者に対して、別添資料を参考に本情報を周知の上、これらの内容も踏まえた輸入前の原材料の安全性確保を十分に図り、自主的な衛生管理の実施に努めるよう指導願います。

なお、違反が確認された場合には、ベトナム政府へ通報を行うこととしているので、下記の対策が取られた貨物であるか否かを輸入者に確認の上、ベトナム政府が発行した検査成績書の写しについて、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで送付願います。

記

1 当面の対策

- (1) ベトナムの水産施設に対する基準を満たす企業のみ輸出可能とする。
- (2) 対日輸出用イカ、エビについて、残留物質に係る検査を100%実施する。
- (3) 日本で違反が3回発見された企業については、輸出を一時停止する。
- (4) ベトナムへの輸入原料についても、輸入時に100%検査を実施する。

2 長期的対策

- (1) 養殖場における教育と検査
- (2) 中間業者等における検査と罰則の適用
- (3) 農家、漁師及び中間業者等への食品安全に関する啓蒙
- (4) 衛生基準を満たさない施設の製造停止